



後期高齢者医療のお知らせ

問い合わせ 医療保険課
(TEL 892・0121)

保険料の算定式

年間保険料(※1)

||

被保険者均等割額(被保険者
1人あたり5万1,491円)

+

所得割額(賦課の基となる所得
金額(※2)×9.90%)

(※1) 保険料年額の限度額は、62万円です。

(※2) 前年の総所得金額・山林所得金額・他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から、基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

■30・31年度の保険料
保険料は2年ごとに「見直され」ており、30年度から保険料率が変わります。
■保険料の軽減
①世帯の所得水準に応じ、被保険者均等割額が軽減されます(下表のとおり)。
※軽減に該当するかを判断す

■保険料通知の送付時期
「保険料額決定通知書」または「納入通知書」は、7月中旬に送付を予定しています。7月以降に被保険者となった人へは、8月以降に順次通知書を送付します。
■30年2月に保険料を年金天

る総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象になります。
②後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額が5割軽減されます。

被保険者均等割軽減の所得判定区分		軽減割合	軽減後の額(年額)
①	下欄②に属する被保険者であり、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	9割	5,149円
②	世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが、基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,723円
③	世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが【基礎控除額(33万円) + 27万5,000円×被保険者の数】を超えないとき	5割	25,745円
④	世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが【基礎控除額(33万円) + 50万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	41,192円

引きで納付した人
4・6・8月の年金受給時に、2月に年金天引きされた金額と同額を仮徴収額として年金天引きします。なお、保険料額の通知はありません。
■簡易申告書の送付
保険料の軽減、自己負担割合や自己負担限度額の判定は所得情報を基に行います。そ

のため、所得情報のない人には、6月ごろに簡易申告書を送付します。
■健康診査について
4月下旬、被保険者に大阪府後期高齢者医療広域連合が、「健康診査受診券」を送ります。年度途中に75歳になる人には、誕生月の翌月初旬に順次送ります。
広域連合が指定する医療機関で、有効期限まで無料(年度中1回)で受診できますので、事前に医療機関などに予約し、受診券と被保険者証を持って受診してください。
※3月に75歳になる人には、4月に受診券を送りますので、受診は翌年度になります。

※6か月以上の入院、施設に入所・入居している人は、対象外となります。
■人間ドック費用の助成
被保険者が人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成(年度中1回)しています。
助成には申請が必要です。申請するまでの間は、領収書などを大切に保管してください。
助成額 上限2万6000円
申請に必要なもの 人間ドックの領収書、人間ドックの検査結果通知書などの写し、被保険者証、口座情報
■申請窓口 市医療保険課
■制度に関する問い合わせ 大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

■歯科健診について
4月から、新たに歯科健診が始まります。被保険者には、4月下旬に府後期高齢者医療広域連合が「歯科医院リスト」を送付します。年度途中に75歳になる人には、誕生月の翌月初旬に順次送付します。
広域連合が指定する歯科医

▽保険料、被保険者資格、被保険者証などII資格管理課 (TEL 06・4790・2028)
▽給付事務、保健事業(健康診査)、医療費通知、レポート点検などII給付課 (TEL 06・4790・2031)



市ホームページをリニューアルしました！

- 市ホームページを全面的にリニューアルしましたので、ご活用ください。
 - ★**分かりやすく・使いやすいデザインに**
分かりやすいアイコンになり、探している情報が見つかりやすくなりました。
 - ★**利用者をサポートする機能の充実**
ふりがな・自動翻訳など、閲覧をサポートする機能が充実しました。
 - ★**スマートフォンへの対応**
閲覧する端末に合わせて、最適なページレイアウトで表示されます。
- 問い合わせ 秘書広報課 (TEL 892・0121)



高額医療・高額介護合算制度

問い合わせ 各担当課

医療保険と介護保険（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）の両方に自己負担がある世帯で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）のそれぞれの自己負担額を合算して、自己負担限度額に500円を加えた額以上の場合は、申請に基づき、その超えた金額を支給します。同一世帯内でも、対象年度の末日（通常は7月31日）に、加入している医療保険ごとに計算します。

なお、自己負担額の合算は、高額療養費や高額介護サービス費・高額介護予防サービス費相当事業費を受給した後の

医療保険と介護保険（介護

予防・日常生活支援総合事業

を含む）の両方に自己負担が

ある世帯で、1年間（毎年8

月1日～翌年7月31日）のそ

れぞれの自己負担額を合算し

て、自己負担限度額に500

円を加えた額以上の場合は、

申請に基づき、その超えた金

額を支給します。同一世帯内

（児童と同居し、監護し、生計を維持している人）に支給されます。

※婚姻（内縁を含む）、父・母の帰還、児童を養育しなくなったなど、受給資格がなくなったときは、すぐに届け出をしてください。届け出をしないまま手当てを

4月からの児童扶養手当額		
	全部支給（引き上げ額）	一部支給（引き上げ額）
本体額	月額 42,500円 (210円増)	月額 10,030円～42,490円 (50円～210円増)
第2子加算額	月額 10,040円 (50円増)	月額 5,020円～10,030円 (20円～50円増)
第3子以降加算額	月額 6,020円 (30円増)	月額 3,010円～6,010円 (10円～30円増)

受けていると、資格がなくなった日にさかのぼって手当てを全額返金していただきます。

■**特別児童扶養手当支給額の改定**

支給額（月額）

▽1級 5万1700円（250円増）

▽2級 3万4430円（160円増）

対象 20歳未満で、政令に指定する障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）が、父母に代わって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する人

■**受給条件**

児童扶養手当・特別児童扶養手当とも、公的年金給付との関連や所得制限、支給要件などの条件があります。

※手当てを受けている人で、障がいの程度・住所・名前などに変更があった場合は、届け出をしてください。

■**次回の定例払い**

児童扶養手当・特別児童扶養手当ともに、4月11日（水）です。

自己負担額を合計して合算します。

■**申請方法**

後期高齢者医療制度加入で該当すると思われる人には1月下旬に、国民健康保険加入で該当すると思われる人には3月下旬以降に申請書を送付します。

申請書に必要事項を記入し、各医療保険者に提出してください。なお、計算期間中に保険者の変更などにより、申請書が送付されないことがありますので、下表に該当する場合は、お問い合わせください。

■**70歳以上の人がいる世帯の自己負担限度額**

※1 住民税課税所得が145万円以上でも要件を満たせば、申請により「一般」の区分と同様になります。

※2 住民税非課税世帯Iで複数の介護サービス利用者がいる世帯の場合は、介護支給分の限度額が31万円となります。

▽住民税非課税世帯II世帯全員が住民税非課税で、世帯全員が住民税非課税で、世帯の人（ただし、公的年金等控除額は80万円として

30年度の市税の納期

問い合わせ 税務室 (TEL 892・0121)

30年度の納税通知書の発定期、納期限は下表のとおりです。

■**口座振替制度のご案内**

市税（市・府民税・普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付には、便利で確実な口座振替（自動払込）をご利用ください。

市内の金融機関、またはゆうちょ銀行・郵便局窓口にて口座振替申込書があります。納期限の1か月前までに、申込書に記載のある市指定金融機関の窓口でお申し込みください。

また、前納（全期一括）を希望する人は、固定資産税・都市計画税は4月末まで、市・府民税は5月末までにお申し込みください。

なお、引き落としは各納期限の日に指定口座から引き落としとします。

※口座振替申込書は、市外の金融機関にはありませんので、市外金融機関を利用する場合は、税務室納税管理係にご連絡ください。

税目	市・府民税（普通徴収）	固定資産税 都市計画税	軽自動車税
納税通知書 発送時期	6月上旬	5月上旬	5月上旬
第1期納期	7月 2日（月）	5月31日（木）	5月31日（木）
第2期納期	8月31日（金）	7月31日（火）	—
第3期納期	10月31日（水）	10月 1日（月）	—
第4期納期	12月25日（火）	11月30日（金）	—

70歳以上の人がいる世帯の自己負担限度額（年額）

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険（75歳以上 の人がいる世帯）		国民健康保険等 + 介護保険（70～74 歳の人がいる世帯）	
	現役並み所得者（住民税課税所得145万円以上）※1	一般（住民税課税所得145万円未満）	住民税非課税世帯II	住民税非課税世帯I
	67万円	56万円	31万円	19万円（※2）

70歳未満の世帯の自己負担限度額（年額）

所得区分「総所得金額等」	国民健康保険+介護保険
上位所得者（所得901万円超）	212万円
上位所得者（所得600万円超901万円以下）	141万円
一般（所得210万円超600万円以下）	67万円
一般（所得210万円以下）	60万円
住民税非課税世帯	34万円

限度額です。

■**問い合わせ**

▽後期高齢者利用制度加入者 II 府後期高齢者医療広域連合給付課 (TEL 06・47900・2031)

▽国民健康保険加入者 II 医療保険課 (TEL 892・0121)

▽社会保険加入者 II 加入している医療保険者

▽介護保険 II 高齢介護課 (TEL 893・6400)

▽70歳未満の世帯の自己負担限度額は、平成28年8月～29年7月の計算期間の自己負担

外の人

計算)

▽住民税非課税世帯II世帯全員が住民税非課税で、世帯全員が住民税非課税で、世帯の人（ただし、公的年金等控除額は80万円として